



伊勢原市議会12月定例会で行われた、日本共産党伊勢原市会議員団の一般質問について報告します。

市長は市民に対し希望のある具体的な施策を示す責任がある

川添議員は、高山市長が選挙公約で掲げた中の、「人生100年時代を見据え、高齢者や障がいのある人、子どもなどが互いに支え合う共生社会づくりをめざします」「安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます」の2点について、市民が希望のもてる具体施策を示すよう答弁を求めました。

市長からは、残念ながら、「国の動

向を見て」や、これまで進めてきた政策の説明だけで、今後任期4年間で展望を示す具体施策は示されませんでした。

市長は市民に対し、希望のある具体的な施策を示す責務があると考えます。市長が何をしたいのかが見えず、国の動向を見てやっていくというだけの姿勢で良いのでしょうか。



川添やすひろ議員

市長は任期4年間で何をするのか、市民に対して希望の持てる政策を具体的に示す責務があると考えます。今までには子育て世代や次代を担う子どもたちが伊勢原市の将来に希望が持てるとは言えません。市長には市民が希望の持てる具体的な施策について示してくださいよう要望しました。

交通弱者への支援の推進

かなちゃん手形の助成またはタクシー券助成の創設を

高齢化が進展する中、交通弱者の経済的支援として、近隣市では「かなちゃん手形」の購入費助成またはタクシー券の助成など、何らかの助成制度を実施しています。高齢者の移動手段の補助として、また、既存の路線を維持したり、利用を促したりする意味でも、実施するべきではないかと市長に答弁を求めました。

市からは「現在、実施する考えはない」との答弁でした。

交通不便地域等のコミュニティバスの拡充・延伸を

高齢化が進展し、車の免許の返納なども増える中、公共交通網やコミュニティバスなど、高齢者の移動手段の確保は、今後ますます必要となります。また、高齢者はもちろん、地域の皆さんの利用も増えれば地域の活性化にもつながると考えます。地形や団地等の年齢構成も考え、コミュニティバスによる買い物や病院等への循環、または既存の路線延伸などの実施について、市長の考えを求めました。

市長からは「社会情勢の変化を見通しながら、相当規模の行政負担を前提としない持続性のある移動支援のあり方について検討していく」また、市からは「今後、交通不便地区等を対象とした社会実験的な取り組みなどの実施により、あれば便利ではなく、必ず利用してもらえる交通モードの選択とともに、必要となる施策を見きわめていきたいと考えている」と答弁がありました。

交通手段の確保や助成制度は、今後ますます重要な課題となってきます。公の役割として早急な実施を求めます。

高校卒業までの医療費無料化の実現を

昨年10月から中学校3年生まで拡大された医療費無料化。しかし、県内一般市で最後の実施でした。しかも増えた予算はわずか200万円。高校卒業までは、すぐにでも実現可能な予算額となる見込みです。任期中に実施する予定があるのか市長に問いました。

市長からは、新型コロナ感染症を理由とした財政の厳しさが強調され、「新たな取り組みは現状では厳しい」と後ろ向きな答弁がありました。

学校給食費の公会計化の推進を

給食費の公会計化は、学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が行うもので、教職員の負担軽減に大きな効果があります。

11月4日に文部科学省が発表した調査結果でも、今後、神奈川県内で半数以上の自治体が実施を検討又は準備をしていると回答。システムなどの費用負担も数百万円程度で、千葉県千葉市の試算では、1校当たり190時間の業務削減効果があると見込まれています。コロナ禍でさらに切実なこれらの施策の実現に向けて、市長の考えを求めました。

市長からは、「経費や人件費の増」「徴収率の低下」「給食費を公会計化しても教員の負担が全て無くなるわけではない」などデメリットも出されました。同時に「子どもと向き合う時間が確保でき学校教育の質が向上する」「給食費管理の透明性が向上」「徴収における公平性が確保される」などのメリットも出され、「検討していきます」と答弁がありました。

さなくてよい奨学金制度の創設を

現在、大学生の2人に1人は奨学金制度を利用し、大学卒業時には平均で約300万円の借金を背負い社会に出ざるを得ない状況があります。国の給付奨学金制度についても、その利用は狭き門となっています。県内では、何の奨学金制度もない自治体は2市1町で、その中に伊勢原市も含まれています。

子どもたちが少しでもお金の心配なく、安心して学べる環境を作るために、市長に返済不要の奨学金制度の創設を求めました。

市からは「国や県の補助制度が整備・拡充されている」「近隣市町の状況を把握していく」などと答弁があり、市長からは「優先順位をつけながら対応していく」と述べるだけで創設についての明言はありませんでした。



日本共産党
神奈川県伊勢原市議会議員
川添 やすひろ



今、行政の責務を果たせて いるのかが問われています

有 料化で公共施設の役割低下明らかに

宮脇議員は2019年7月より実施された、公共施設有料化の結果、2020年3月までの8ヶ月の数値から見て、当初の利用収入の見込額1340万円から実績額885万円（達成率66%）と大きく落ちこんだことについて、市はどう認識しているか質問。

市からは「単年度ではなく通年ベースで経年的データが必要であり、引き続き利用実態把握に努める」と答弁がありました。

さらに「コミセン、公民館、行政センター弓道場、小学校運動場、総合運動公園トレーニングルームの利用収入が落ち込んでいるが、どう分析しているのか」と質問。

市からは「総括的には施設の利用休止。秋の台風の接近が影響している」と答弁がありました。

宮脇議員は「コロナの影響の出た2020年3月を除く2019年7月から2020年2月までの8ヶ月間では、コミュニティセンターは大田コミセンが閉鎖されたため、23,616人の減。公民館は前年比12,507人増加しているとしていますが、青少年センターの閉鎖に伴う利用者4万人の受け皿を考えれば、47,500人利用人数の減。コミセン・公民館・青少年センター合計では41,735人の利用人数が減。総合的にはこうなるのではないか」と指摘。

市からは「指摘の通りの数値だ」と回答がありました。

また宮脇議員は「他市では、利用者人数を半数に制限することに伴い、利用料を半額にするとか、利用料を無料にするなどの対策をとっており、伊勢原市でも対策が必要ではないか」と提案。

しかし、市からは「公共施設の使用料見直し（有料化）は必要不可欠と考えている。使用料見直しは公共施設の役割低下させるものではなく、見直しはしない。減免で対応していく」などと答弁。

次に「経費について、青少年センタースポーツ施設管理業務費482万円、運動施設準備の経費32万円が有料化によって生じたのではないか」と指摘。

しかし、市は「有料化の経費ではない」と強弁。

最後に宮脇議員から「維持管理計画（長寿命化計画）は、今だ示されておらず、いつ、長寿命化計画を示すのか」と追及。

市は「小中学校、公民館、図書館、子ども科学館など教育施設について作業を進めている」と答弁。

公共施設の有料化・廃止が行われてから1年が経過。有料化が提起された時に心配していた、公共施設の利用人数・件数の低下が起こっています。利用収入を上回る経費がかかっていることも明らかになりました（市は否定している）。公共施設の役割低下にならないか。引き続き監視していきます。

農地トラブル

リニア残土問題

公共施設の役割低下



リニア新幹線残土の掘り出し場所の確認について

～市は独自の安全検査すべき～

宮脇議員は総合運動公園の遊具施設の埋め立てに使ったリニア新幹線残土、伊勢原市はどの採掘場所で採掘したか、どう確認しているのか質問。

市からは「立坑工事施工業者に『土砂搬入整理券』を発行し確認しており、受領印を押し半券を双方で管理している」などと答弁。

さらに「資料請求すれば『土砂搬入整理券』は提示できるのか」と質問。

市からは、「情報公開制度に基づき開示することは可能」と答弁がありました。（後日、情報公開制度に基づき開示請求し、資料入手）

また「今後、採掘者であるJRの検査結果だけでなく、受け入れ自治体である伊勢原市としても、搬入時点でリニア新幹線残土は安全かどうか確認検査をすべきではないか」と質問。

市からは「今後、検定試験に、係わる経費など、公共工事全体で検討していく必要があると考える」との答弁がありました。

リニア新幹線残土は産業廃棄物として扱われます。赤旗新聞2020年11月14日付けに以下のような記事が掲載されています。

「北海道北斗市議会調査特別委員会が2020年11月12日に開かれ、北海道新幹線札幌延伸のトンネル工事で、10月に環境基準をはるかに超える270倍ものヒ素だったことが判明。事業主体の鉄道建設・運輸施設整備支援機構が土壤汚染対策法にもない「条件不適土」が、猛毒のヒ素を高濃度で含む危険な残土であることを明らかにしました。機構は2018年10月に出土したことを2年以上も市民と議会に隠し続けていました。

こうした事例から考えても、市民の命と健康を守る立場から、独自に搬入時点で「リニア新幹線残土は安全か」の確認検査をすべきではないでしょうか。

串橋地域に掲げられている看板問題

～市民に説明せよ！～

宮脇議員は2020年8月末頃から串橋地域に掲げられている「〇〇謝罪しろ」という看板について、伊勢原市はどう認識しているのか質問。

市からは、「市民に不安や不快感を与える不適切な掲示物であると認識」「無断設置で農地法に違反する行為と判断」「2020年9月15日に県知事に違反転用事例として報告した」と答弁がありました。

そこで「事実関係を市民・議会に説明することが必要ではないか」と再質問。

市からは、「誰が設置したのか、また、誰に対して、何について謝罪を求めているのか、現時点では確認できていない」と答弁があり、市民や議会への説明についての言及はありませんでした。

さらに宮脇議員から「こうした状況を解消するために、看板を掲げた人達と話し合い、解決を図ることが必要ではないか」と質問。

市からは、「神奈川県と協議しながら対処したい」と答弁がありました。

看板設置から既に4ヶ月が経過しており、設置者の特定もできず、県と協議して対処するとの回答。業者も地権者も市が知らないはずではなく、開発行為許認可の番人である市の役割が果たせていないのではないかでしょうか。市民や議会への説明責任も問われます。今回の質問で市の対応の不十分さが明らかになりました。市の早急な対応が求められます。



串橋地域に掲げられている黄色い看板